令和8年度　固定資産税
償却資産申告の手引き

芦　別　市

申告書の提出期限は、

令和8年2月2日(月）です！

●申告期限が近づきますと窓口の混雑が予想されますので、早めの提出にご協力をお願いします。
●郵送または電子申告（ｅＬＴＡＸ）でも提出ができます。

【お問い合わせ・提出先】
〒075-8711　芦別市北１条東１丁目３番地
芦別市役所　総務部税務課市税係　償却資産担当
ＴＥＬ：０１２４－２７－７１３８（直通）
ＦＡＸ：０１２４－２２－９６９６
E-mail：shizei@city.ashibetsu.hokkaido.jp

【 は じ め に 】

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地及び家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。対象となる資産をお持ちの方は、毎年賦課期日であります１月１日現在の所有状況を申告いただくことになります。

つきましては、この「申告の手引き」を参照いただき、下記提出期限までに申告くださいますようお願いいたします。

“提出期限…令和８年２月２日（月）”

【 目　次 】

（ページ数）

１　償却資産のあらまし
（１） 償却資産とは …… ２
（２） 償却資産の対象となる資産の種類と資産名称例 …… ２
◆ 申告の対象となる資産 …… ３
◆ 申告の対象とならない資産 …… ３
（３） 取得価格と償却方法による申告対象の一覧 …… ３
（４） 建設設備における家屋と償却資産の区分 …… ３～４

２　償却資産の申告に際しての留意点
（１） 固定資産税の「償却資産」と税務署に申告する「減価償却資産」との主な違い …… ５
（２） リース資産の申告について …… ５
（３） 太陽光発電設備の申告について …… ６

３　償却資産の申告について
（１） 申告していただく方 …… ６
（２） 申告書等の提出期限 …… ６
（３） 提出していただく書類 …… ６
（４） 電子申告について …… ７
（５） マイナンバーの記入について …… ７
（６） 注意事項 …… ７
（７） 申告されない方、虚偽の申告をされた方 …… ７
（８） 償却資産の実地調査へのご協力のお願い …… ７

４　主な償却資産の耐用年数
（１） 業種別の主な償却資産の具体例 …… ８
◆ 農業・酪農業【別表】 …… ９

５　大型特殊自動車と小型特殊自動車 …… 10

６　償却資産に対する課税について
（１） 評価額の算出方法 …… 10～11
（２） 課税標準額 …… 11
（３） 税額の算出方法 …… 11
（４） 納期 …… 11

７　償却資産に関するよくある質問 …… 12～13

1　償却資産のあらまし

（1）償却資産とは

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業等をされている方）が、その事業に用いることができる土地、家屋以外の事業用資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税が課税されます。

固定資産税の対象となる償却資産の所有者は、毎年１月１日現在、所有している償却資産を資産所在地の市町村長に申告することになります。（地方税法第 383 条）

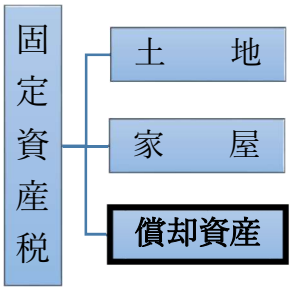

（2）償却資産の対象となる資産の種類と資産名称例

令和８年１月１日現在、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となるものです。

資産の種類		資産名称例
1	構築物	広告設備、軌道用設備、舗装路面、独立煙突、鉄塔、門塀、ガスタンク、石油タンク、街路灯、ビニールハウス、内部造作等の建物付属設備（**家屋として評価するものを除く**）等
2	機械及び装置	発電機、電動機、ボイラー等産業機械、施盤、ボール盤等、工作機械、化学装置、冷凍装置、コンプレッサー、ベルトコンベア、ブルドーザー等建設作業機械、ポンプ、農業用設備、太陽光発電設備等
3	船舶	漁船、貨物船、ボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車、動力運搬車等（**自動車税または軽自動車税が課税されているものを除く**） ～特殊自動車の取扱い～ 農耕作業用自動車…長さ・高さ・幅の基準はなく、**最高時速が35㎞以上のもの** その他特殊自動車…長さ 4.7m・高さ 2.8m・幅 1.7m、最高時速 15 ㎞の**基準を１つでも超えるもの** 上記の基準のものが大型特殊自動車に該当します。 なお、**上記の基準以下のものは小型特殊自動車に該当するため、償却資産の対象になりませんのでご注意ください。**
6	工具・器具及び備品	測量工具、検査工具、家具、陳列ケース、自動販売機、電気冷蔵庫、パソコン、コピー機、金庫、医療機器、理容または美容機器、エアコン、喫茶店・食堂等の備品、娯楽器具等

◆申告の対象となる資産

事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告の対象となります。

① 耐用年数が１年未満の資産または１個（１組）の取得価額が１０万円未満の少額な資産のうち、減価償却資産計上したもの
② 建設仮勘定で経理されている資産で、令和８年１月１日現在稼働している資産
③ 償却済資産（減価償却を終わり、備忘補修が行われている資産）
④ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
⑥ 未稼働資産（稼働していなが、既に完成している資産）
⑦ 家屋に施した建築設備・造作等のうち、償却資産として取り扱うもの

◆申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、申告の対象外となります。

① 自動車税（道税）、軽自動車税（市税）の課税対象となるもの
② 無形減価償却資産（権利、コンピューターソフトウェア等）
③ たな卸資産、有価証券、繰延資産
④ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告対象になります）
⑤ 法人税法第 64 条の２第１項・所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産で取得価額が 20 万円未満のもの
⑥ 耐用年数が１年未満の資産または１個（１組）の取得価額が１０万円未満の少額な資産のうち、税務署への確定申告で、支出した年の損金としたもの
⑦ 取得価格が２０万円未満の資産のうち確定申告で３年間で一括償却しているもの

（３）取得価格と償却方法による申告対象の一覧

<table>
<tr><th rowspan="2">取　得　価　格</th><th colspan="4">償却資産方法と申告の要否</th></tr>
<tr><th>通常償却</th><th>即時償却</th><th>一括償却</th><th>少額減価償却</th></tr>
<tr><td>３０万円以上</td><td rowspan="4">課税対象
（申告が必要）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２０万円以上
３０万円未満</td><td rowspan="3">課税対象
（申告が必要）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>１０万円以上
２０万円未満</td><td rowspan="2">課税対象外
（申告の必要なし）</td><td></td></tr>
<tr><td>１０万円未満</td><td>課税対象外
（申告の必要なし）</td></tr>
</table>

※ 租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得した取得価額 30 万円未満の減価償却資産について損金算入または必要経費に算入することができますが、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

（４）建設設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、厨房設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。詳しくは、次ページの区分表を参照ください。

家屋の建築設備等に係る家屋と償却資産の区分表（例示）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯ｺﾝｾﾝﾄ設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器用等）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	前掲以外のもの	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

２　償却資産の申告に際しての留意点

（1）固定資産税の「償却資産」と税務署に申告する「減価償却資産」との主な違い

項　　目	固定資産税（市税）の「償却資産」の取扱い	税務署（国税：法人税・所得税）に申告する「減価償却資産」の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として旧定率法 ※「固定資産評価基準（地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示）」に定める減価率 「減価残存率表（１１P）」参照	【平成 19 年３月 31 日以前取得】旧定率法、旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成 19 年４月１日～平成 28 年３月 31 日取得】定率法、定額法等の選択制度（建物については定額法） 【平成 28 年４月１日以後取得】定率法、定額法等の選択制度（建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません　※①	認められます
特別償却・割増償却 即時償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	備忘価額（１円）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分、一部合算も可

（注）※①　圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（2）リース資産の申告について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方（リース会社）に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業に使用している方に申告していただく場合があります。リース資産の契約内容に応じた償却資産の申告は次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
【通常の賃貸借契約によるリース資産】 期間満了と同時に資産が回収される場合	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村毎に申告）
【実際の売買にあたるようなリース資産】 期間満了後に資産が使用者の所有物となるような場合	○ （自己の資産として申告が必要）	× （申告不要）

※　平成２０年４月１日以後に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」については、所得税・法人税における所得の計算上、売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては資産を貸している方（リース会社）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

（3）太陽光発電設備の申告について

近年増加している太陽光発電設備については、償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

設置者	申告が必要となる場合
法人・個人（事業主）	事業の用に供している資産であれば発電規模に関わらず償却資産として申告が必要です。
個人（住宅用）	余剰または全量売電が継続して行われている場合で、発電出力が10kW 以上のものは、償却資産として申告が必要です。

※　家屋に一体として設置された建材（パネルが屋根材）の場合は、家屋として評価されますが、パワーコンディショナー等の設備は申告が必要です。また、個人（住宅用）の設備で余剰電力の売電がないもの、10kW 未満の発電出力のものは、申告の必要はありません。

3　償却資産の申告について

（1）申告していただく方

芦別市内において事業を行っている方で、令和８年１月１日現在、事業用の償却資産を所有している方です。なお、次の方も申告が必要です。

① 償却資産を他に賃貸している方
② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
③ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
④ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
⑤ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方

※　償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」と申告をお願いします。

（2）申告書等の提出期限

令和８年2月2日（月）です。

期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。お早目にご提出ください。

（3）提出していただく書類

対象者		提出書類
初めて申告される方	該当する資産のある方	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（全資産用）
	該当資産なしの方	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
前年に申告されている方	資産の増減があった方	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産用） ③ 種類別明細書（減少の時は朱色の二本線で訂正し年度を記入）
	資産の増減なしの方	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（全資産用）
	解散・廃業・事業継承・市外転出された方	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

◇　私製用紙で提出される方も、資産を明記してください。
同封の申告書（記入不要）も提出してください。

◇　郵送提出される方で、控用に受付印が必要な場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手をはり同封してください。（その際、控用の種類別明細書は、同封不要です。）

（4）電子申告について

芦別市では、地方税の総合窓口 eLTAX（エルタックス）を導入しています。
電子申告の手続きなど、詳しくは、「eLTAX 地方税ポータルシステム」のホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）をご覧ください。
なお、芦別市では、プレ申告データの提供はありません。

（5）マイナンバーの記入について

個人の方は 12 桁のマイナンバー（個人番号）を、法人の方は 13 桁の法人番号を、所定の記載欄（申告書３の欄及び種類別明細書の２つめの欄）に右詰でご記入願います。

（6）注意事項

① 申告もれがあった場合は、申告した年度分だけでなく、資産を取得した翌年度までの一定期間遡及して課税をすることになります。
また、過年度分の納付にあたっては、納期限までに一括で納付していただくことになります。

② 割賦販売資産（リース期間終了後、借受人の所有となるものを含む。）については、取得した時点から買主の所有として、買主がその資産の総額で申告してください。

③ 圧縮記帳している資産、下取りを伴う買替資産については、本来の正常な価額（圧縮や下取金額の差し引きをしない額）で申告してください。

④ 店舗設備を居抜きで購入した場合、資産を無償で譲り受けた場合など、取得価額が不明な資産は、見積価額で申告してください。

（7）申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条及び芦別市市税条例第 72 条の規定により、過料を科せられるほか、同法第 368 条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。
また、虚偽の申告をされた場合には、同法第 385 条の規定により罰金等を科せられることになりますので、正しい申告をしてください。

（8）償却資産の実地調査へのご協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、減価償却資産明細書（固定資産課税台帳）の写し等の提出のお願いや、償却資産の実地調査のために伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。
また、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いいたします。（地方税法第 354 条の２）
なお、調査の結果、修正申告を提出していただく場合がございますが、資産の取得・除却年次によっては、過年度分について遡及して税額の変更をすることがありますので、あらかじめご了承ください。

４　主な償却資産の耐用年数

（１）業種別の主な償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産と耐用年数の例示は次のとおりです。

業　　種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共　　通 （事務所等）	事務用机・イス（15）、キャビネット（15）、ロッカー（15）〔金属製でないものは５年〕、応接セット〔接客業用（5）、その他（8）〕、ロッカー〔主として金属製（15）〕、金庫〔手提げ金庫（5）、その他（20）〕パソコン（4）〔サーバー用のものは５年〕、ファクシミリ（5）、コピー機（5）、レジスター（5）、タイムレコーダー（5）、テレビ（5）、エアコン（6）LAN 配線（10）、看板（１０）、受変電設備（15）、舗装路面〔10 または 15〕、太陽光発電設備（１７）
飲　食　業	食卓・イス（5）、カラオケ機器（5）、厨房用品（5）、冷蔵庫（6）、看板・ネオンサイン（3）、飲食店用設備（8）、内装工事（10）
理・美容業	理・美容イス（5）、洗面設備（5）、タオル蒸器（5）、消毒殺菌器（5）、パーマ器（5）、サインポール（3）、湯沸かし器（6）
医療・薬局業	薬品棚・陳列ケース〔冷凍機付きまたは冷蔵機付き（6）、その他（8）〕エックス線装置〔移動式（4）、その他（6）〕、レントゲン機器（6）、顕微鏡（8）、心電計（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、歯科診療用ユニット（7）、給食用厨房設備（10）
小　売　業	陳列ケース〔冷凍機付きまたは冷蔵機付き（6）、その他（8）〕、冷蔵庫（6）肉切断機（9）、冷凍機（9）、電子秤（5）、自動販売機（5）、冷蔵ストッカー（4）
ガソリン給油業	計量器（8）、洗車機（8）、オイルタンク（8）、独立キャノピー〔金属造（45）〕、コンクリート防壁（13）
自動車修理業	旋盤（15）、プレス（15）、圧縮機（15）、測定・検査工具（5）、舗装路面（10 または 15）、塗装ブース（15）
土木建築業	パワーショベル（6）、ブルドーザー（6）、ランマー（6）、タイヤショベル（6）フォークリフト（4）〔軽自動車税の課税対象となるものを除く〕、ポータブル発電機（10）、トランシット（5）、排水ポンプ（10）
農業・酪農業	農用井戸（14）、収穫用機械（7）、家畜管理器具（7） 詳細は次ページ別表

※　（ ）内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。償却資産の耐用年数は、その素材や用途または業種等により異なる場合があります。

◆ 農業・酪農業【別表】

種　　類	細　　目	耐　用 年　数
主としてコンクリート造の　構　築　物	果樹棚またはポップ棚	14年
主として木造の構築物	果樹棚またはポップ棚	５年
ビ　ニ　ー　ル　ハ　ウ　ス	基礎があり、簡易に解体・組立が出来ないもので金属製のもの（構築物）	14年
	一般的なビニールハウス（器具及び備品）	10年
	ボイラー等の恒温装置と併せて取得し、一括して申告するもの（機械及び装置）	７年
ト　ラ　ク　タ　ー	**乗用トラクター（軽自動車税が課税されているものは除く）**	７年
耕うん整地用器具	プラウ、ロータリー、ハロー、代掻機、うねたて機等	
耕土造成改良用機具	心土破砕機、みぞ堀機、穴堀機	
栽培管理用機具	堆肥散布機（マニアスプレッダ）、施肥は種機、石灰散布機（ライムソーワ）、田植機、移植機、育苗機、中耕除草機、スプリンクラー、マルチャ、暖房機、温室自動天窓開閉装置、温室自動換気装置、走行式作業台	
防　除　用　機　具	スピードスプレイヤ、散粉機、噴霧機、ミスト機、煙霧機、土壌消毒機	
穀類収穫調製用機具	**自脱型コンバイン（軽自動車税が課税されているものは除く）**、刈取機（バインダーを含む）、稲わら収集機、わら処理カッター、脱穀機、もみすり機、穀物乾燥機	
飼料作物収穫調製用機具	モーア、フォレージハーベスター、ヘーコンディショナー	
果樹、野菜、花き収穫調　製　用　機　具	野菜洗浄機、洗浄機、掘取機、果実洗浄機、しいたけ乾燥機	
農産物処理加工用機具	選果機、ワックス処理機、自動封かん機	
家畜飼養管理用機具	自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却機、畜舎清掃機、ふ卵機、保湿機、飼料粉砕機、飼料配合機	
運　搬　用　機　具	トレーラ、ワゴン、動力運搬車、モノレールカー	
そ　の　他　の　機　具	主として金属製のもの その他のもの	

５　大型特殊自動車と小型特殊自動車

種　類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車 固定資産税【償却資産】	小型特殊自動車 軽自動車税【種別割】
一般用 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、フォークリフト　など	次の項目に一つでも該当する場合は大型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h を超える ②長さが 4.7m を超える ③幅が　1.7mを超える ④高さが 2.8mを超える	次の項目に全て該当する場合は小型特殊自動車です。 ①最高速度が 15km/h 以下 ②長さが 4.7m 以下 ③幅が　1.7m以下 ④高さが 2.8m以下
農　耕 作業用	農耕トラクタ、コンバイン、田植機、農業薬剤散布車、農耕作業用トレーラー　など	最高速度が 35km/h 以上	最高速度が 35km/h 未満

【大型特殊自動車をお持ちの方】

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象となりますので、運輸支局の登録の有無にかかわらず、申告が必要です。

【小型特殊自動車をお持ちの方】

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税（種別割）の課税対象となります。芦別市役所１階⑫番窓口（税務課市税係）にてナンバープレートの交付を受けて下さい。

６　償却資産に対する課税について

（１）評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告された資産を１個または１組毎に取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として資産の評価額を算出します。

償却資産の評価額は次の算式により求めます。

① 前年中（令和７年中）に取得した資産
　評価額　＝　取得価額 ×（１－α／2）

② 前年前（令和６年以前）に取得した資産
　評価額　＝　前年度（令和７年度）評価額 ×（１－α）

※　α……耐用年数に応ずる旧定率法による減価率

◎ 評価額の最低限度……取得価額の 100 分の５
　評価額の算出額が取得価額の５%未満になる場合は取得価額の５%が評価額となります。

【評価額の計算例】

業種：共通（事務所等）、償却資産：パソコン、耐用年数：４年〔サーバー用のものは５年〕
取得価額 200,000 円、取得時期　令和７年７月
（前年中の取得のものの減価残存率……0.781）
（前年前の取得のものの減価残存率……0.562）

区　分	年　　度	計　　算　　式	評　　価　　額
前年中	令和 ８ 年度	200,000 円 × 0.781	156,200 円
前年前	令和 ９ 年度	156,200 円 × 0.562	87,784 円
	令和１０年度	87,784 円 × 0.562	49,334 円
	令和１１年度	49,334 円 × 0.562	27,725 円
	令和１２年度	27,725 円 × 0.562	15,581 円
	令和１３年度 以　　降	15,581 円 × 0.562	8,756 円＜10,000 円　※

※ 令和１３年度で評価額が、取得価額 200,000 円の５%の 10,000 円より小さくなりますので、令和１３年度以降は、10,000 円が評価額となります。

◆　耐用年数ごとの減価残存率表

耐用年数	減価率（α）	減価残存率		耐用年数	減価率（α）	減価残存率		耐用年数	減価率（α）	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-α/2	1-α			1-α/2	1-α			1-α/2	1-α
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955

（2）課税標準額

各資産の評価額の合計額を決定価格とし、課税標準の特例の適用資産があれば特例を乗じて軽減した後の価格が、課税標準額となります。

（3）税額の算出方法

税額は課税標準額の 1.45%です。例えば課税標準額が 2,111,500 円の場合、
税額は 30,600 円です。

【計算例】
課税標準額（1,000 円未満切捨て）× 税率（1.45%）＝ 税額（100 円未満切捨て）
2,111,000 円 × 1.45% ＝ 30,600 円

※　課税標準額が、150 万円未満の場合は課税されません。
ただし、この場合でも申告書の提出は必要です。

（4）納　期

年税額は下記の４回の納期に分けて納めていただくことになります。

	期　別	納　　期　　限（予　定）
令和 ８ 年度	第 １ 期	令和 ８ 年　４月３０日（木）
	第 ２ 期	令和 ８ 年　７月３１日（金）
	第 ３ 期	令和 ８ 年１１月３０日（月）
	第 ４ 期	令和 ９ 年　３月　１日（月）

７　償却資産に関するよくある質問

問１：固定資産税の土地や家屋と違い、なぜ償却資産は申告をしなければならないのですか。

⇒答：償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、所有者には毎年１月１日現在に所有する償却資産を申告する義務が定められています。（地方税法第 383 条）

問２：「事業の用に供する」とは、どのようなことですか。

⇒答：「事業の用に供する」とは、その事業のために使用することをいいます。
また、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。農業も「事業」に含まれます。

問３：芦別市以外にも資産を持っていますが、まとめて申告すればいいですか。

⇒答：毎年１月１日現在に償却資産が所在する市町村で課税が発生しますので、資産が所在する市町村ごとに申告が必要です。

問４：税務署に確定申告をしていますが、それとは別に市へも申告が必要ですか。

⇒答：税務署への申告は所得税など国税に関するものです。固定資産税の償却資産は市町村税ですので、別途芦別市に申告が必要です。

問５：耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告が必要ですか。

⇒答：国税（法人税、所得税）の場合は１円まで償却できますが、固定資産税（償却資産）は取得価額の５％が評価額(※)の最低限度額として残ります。そのため、所有している限り、償却資産として申告が必要です。
※ 評価額は資産の取得年、取得価格、耐用年数により毎年算出します。

問 ６：償却資産の課税対象ではない資産しかない場合も申告が必要ですか。

⇒答：該当資産がない場合でも申告が必要です。償却資産申告書右下の“□ 該当資産なし”に✔を付けて提出して下さい。

問 ７：わずかな償却資産しかありません。申告の必要はありますか ？

⇒答：課税されるかどうかは申告書をもとに課税標準額を算出して決定しますので、資産の多少にかかわらず申告をお願いします。

問 ８：昨年は資産の増減がありましたが今年はありませんでした。その場合償却資産の申告は必要ですか ？

⇒答：増減がない場合でも、申告が必要になります。償却資産申告書右下の“□ 増減なし”に✔を付けて提出して下さい。

問 ９：耐用年数がわからない場合はどうすればいいですか。

⇒答：「法定耐用年数」が財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）で定められていますので、法令検索サイト https://elaws.e-gov.go.jp などでご確認ください。

問 10：固定資産税（償却資産）がかからない場合があるようですが、どのような場合ですか。

⇒答：市内において所有する償却資産の「課税標準額(※)」の合計が 150 万円未満の場合は課税されません。ただし、その場合でも償却資産の申告は必要です。

※ 課税標準額は評価額や特例率等により算出します。

問 11：償却資産の取得価額を算定する場合、消費税については、どのように取り扱えばいいですか ？

⇒答：税務会計上で採用している経理方式によることになります。法人税または所得税において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込方式を採用している場合は消費税を含んだ金額で申告していただくことになります。

問 12：減価償却をしていない資産（簿外資産）は、償却資産の申告の対象になりますか ？

⇒答：減価償却をしていない資産（簿外資産）であっても、事業の用に供することができるものについては、償却資産の申告の対象となります。

問 13：申告内容に誤りがあった場合にはどうすればよいですか ？

⇒答：修正申告は随時受け付けております。税額を再計算した結果、過年度に遡及して課税または還付される場合があります。

問 14：事業をやめた場合、償却資産の届け出は必要ですか ？

⇒答：償却資産申告書右下の“□ 廃業”に✔を付けて、該当の年月日を記載のうえ提出して下さい。なお、課税年度の１月１日時点で事業を行っている場合は、課税対象となります。

問 15：事業主が死亡した場合は、どのように申告したらよいですか ？

⇒答：どなたかが事業を承継した場合は、住所、氏名等に承継した方の情報をご記載いただき、申告してください。廃業された場合は、償却資産申告書右下の“□ 廃業”に✔を付けて、該当の年月日を記載のうえ提出して下さい。